

議題 3

平成31年度当初予算（案）及び国民健康保険料の改定（案）について

1 平成31年度の国民健康保険事業特別会計

広域化により、国保特会は給付の状況に左右されない会計構造に移行し、一般会計からの収支不足の繰入れがなくなったことにより、保険料は県に支払う納付金を賄うためのものとなった。

なお、国が「解消・削減すべき赤字」とする収支不足の繰入れをゼロにすることを目途に、歳入・歳出予算を算定している。

【歳入】 (単位：億円)				【歳出】 (単位：億円)				
区 分	H30 (a)	H31 (b)	増減(b)-(a)	区 分	H30 (a)	H31 (b)	増減(b)-(a)	
国民健康保険料	197.4	187.1	▲ 10.3	総 務 費	12.6	12.3	▲ 0.3	
法定繰入金	基盤安定繰入金	41.6	42.0	0.4	保険給付費	654.2	617.6	▲ 36.6
	その他	17.6	16.0	▲ 1.6	納 付 金	247.4	240.8	▲ 6.6
法定外繰入金	ルール分	6.8	7.2	0.4	保 健 事 業	9.0	9.5	0.5
	収支不足分	0	0	0.0	その他(還付金等)	1.7	1.5	▲ 0.2
県支出金	659.4	627.1	▲ 32.3	計	924.9	881.7	▲ 43.2	
その他(国庫支出金、諸収入)	2.1	2.3	0.2					
計	924.9	881.7	▲ 43.2					

※参考 被保険者数 H30 : 208,379人 → H31 : 192,000人 (▲16,379人 ▲7.9%)

(1) 国保特会の状況

【歳入】

①保険料

- ・必要額187億円 (昨年比 ▲10.3億円 ▲5.3%)
- ・現年収納率の増 92.3% (昨年比 +3.5億円 +1.8ポイント H30 90.5%)

②基盤安定繰入金(法定繰入金)

- ・総額42億円 (昨年比 +0.4億円 +1.0%)
- ・軽減対象者の数は減少しているが (H30 : 97,181人 → H31 : 95,490人 ▲1,691人 ▲1.7%)
- ・保険料率の増額改定に伴い、軽減額が増加する。
- ・被保険者1人当たり 21,879円 (昨年比 +1,922円 +9.6%)

【歳出】

①納付金

- ・総額241億円 (昨年比 ▲6.6億円 ▲2.7%)
- ・1人当たり 125,406円 (昨年比 +6,678円 +5.6%)
- (内訳) 医療給付費の増 +5,348円
- 後期高齢者支援金の増 +1,932円
- 精算を伴う介護分の減 ▲1,912円

(2) 平成31年度予算における新規・拡充事業

【保険料の徴収対策】

- ・現年分滞納者への委託による催告 [新規]
- ・SMS(ショートメッセージサービス)を利用した催告 [新規]
- ・転出滞納者の調査 [新規]

【保健事業】

- ・特定健診の受診率向上を目的とした、健診データの提供に対する取組 [新規]
- ・特定保健指導の利用促進を図るため、医療機関以外の実施を拡大 [拡充]
- ・糖尿病性腎症の重症化予防 [新規]

【医療費適正化】

- ・柔道整復療養及びあんまマッサージ・はり・きゅう療養費の内容点検の拡充 [拡充]

2 保険料について

(1) 料率

県が示した納付金を元に保険料所要額を算出し、条例の規定に従い、保険料改定（案）を作成した。

区 分	H30料率			H31料率		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護
所得割	6.60%	2.17%	2.12%	6.82%	2.44%	1.99%
均等割	19,320円	6,360円	9,720円	19,560円	6,960円	9,000円
平等割	25,200円	8,160円	7,080円	25,320円	8,880円	6,840円

高齢化や医療の高度化に伴い1人当たりの医療給付費が増加しており、

1人当たりの納付金（歳出）が増加している。

第3期アクションプランの歳入確保及び歳出抑制の取組みを強化するために、

新規・拡充事業を予算化し、保険料の上昇抑制に努める。

(2) 1人当たり平均保険料（年額）

	平成29年度 平均保険料(A)	平成30年度 平均保険料(B)	平成31年度 平均保険料(C)	差(C-B)
医療・支援	92,307円	90,275円	92,201円	1,926円
医療・支援 介護	102,096円	99,090円	100,286円	1,196円

(3) その他、保険料に関する事項

①賦課限度額の引き上げ

限度賦課額について、医療分を3万円引き上げて、現行の93万円から96万円とする。

	医療分	支援分	介護分	合計
改定前	58万円	19万円	16万円	93万円
改定後	61万円	19万円	16万円	96万円

②旧被扶養者減免の減免期間の見直し

旧被扶養者に係る応益割（均等割・平等割）の減免について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの減免期間を設ける。

※旧被扶養者減免

被用者保険加入者が、75歳になり後期高齢者医療保険に加入することに伴い、65～74歳の被扶養者が国民健康保険に加入した場合、所得割額を免除し、被保均等割を半額とする。

さらに被扶養者単身のみの場合は、世帯平等割も半額とする。

	保険料	減免期間	
		従来	平成31年度
所得割	免除	当分の間	当分の間
被保・世帯割	半額	当分の間	2年間

③保険料軽減判定基準所得の引き上げ

軽減措置の所得基準を景気の動向に合わせ調整する（議題1にて詳細を説明）

④新規減免制度の導入

本市独自の減免措置の対象を所得200万円未満の世帯から、世帯人員に応じた所得以下の世帯へ、減免割合を1割から2割とする、新規減免を導入する（議題1にて詳細を説明）